

東京 都 公 報

発行
東京都

目次

告 示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○宅地建物取引業法による行政処分（三件）……

……（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…

公 告

○衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）の候補者

届出書等の事前審査……（東京都選挙管理委員会）…

告 示

●東京都告示第二百三十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき戸越五丁目19番地区市街地再開発
組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい
て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように
告示する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

戸越五丁目19番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月二十一日から令和六年九月三十日ま

で

三 施行地区

品川区戸越五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区戸越三丁目一番二号

平成三十年十二月二十一日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月十三日

●東京都告示第二百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開
発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお
いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう
に告示する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和六年三月三十一日ま

で

三 施行地区

品川区小山二丁目及び小山三丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階

平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月十三日

●東京都告示第二百四十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社高木商事

(二) 代表者氏名 代表取締役 宮原 英示

(三) 主たる事務 目黒区上目黒三丁目三番四号

(四) 住所の所在地

(五) 免許証番号 東京都知事(7)第四八八号

(六) 免許年月日 令和五年五月二十日

二 処分年月日 令和六年三月五日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和六年三月二
十日から同月二十六日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第

六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社リアル・ミンクス

(二) 代表者氏名 代表取締役 瀧澤 宏武

(三) 主たる事務 新宿区西新宿七丁目五番六号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四〇〇二号

(五) 免許年月日 令和元年十月四日

二 処分年月日 令和六年三月五日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和六年三月二
十日から同月二十六日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社聖徳不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 長谷目 知美

(三) 主たる事務 台東区東上野二丁目十八番一号 群山
所の所在地 ビル五階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四二九五号

(五) 免許年月日 令和元年十二月二十日

公 告

二 処分年月日 令和六年三月五日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和六年三月二
十日から同月二十六日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）の候
補者届出書等の事前審査について

令和六年四月二十八日執行予定の衆議院議員補欠選挙
（東京都第十五区）に立候補を予定する者に対して、次の
とおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和六年三月十三日

東京都選挙管理委員会

日時 令和六年四月三日から同月五日までの午前九時から
午後五時まで

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員
会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定 価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001